

職業安定法第 32 条の 13 に基づく開示事項

苦情の処理に関する事項

求職者及び求人者からの苦情については、職業紹介責任者が誠意をもって対応いたします。

個人情報の取扱いに関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、有料職業紹介事業に携わる従業員及び管理部門の従業員とします。個人情報取扱責任者は各事業所の職業紹介責任者とします。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとします。また、責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を停滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとします。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとします。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、上記 1 の個人情報取扱責任者とするものとします。

株式会社エルツリー